

平成28年度小樽市共同企業体除雪業務の入札について

平成28年度小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領（案）について、昨年度（業者説明会時）からの主な変更内容を次に示す。

◎ 主な変更点

【共同企業体の構成員】

地域総合除雪業務等については3社以上とし、雪処理場等管理業務については2社以上とする。

【下請けの制限】

共同企業体の構成員による他の共同企業体の「除雪工」又は「排雪工」に関する業務の受託を禁止する。

【雇用関係の確認】

「除雪機械運転手」及び「技術者」に関して、適正な雇用関係を確認するため、共同企業体の構成員とこれらの者の雇用関係を示す書類の提出を求める。

◎ 変更概要

平成28年度小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領の変更概要

・・・別紙1

◎ 主要日程

項 目	平成27年度 (平成27年8月28日時点)	平成28年度
業者説明会	平成27年8月28日(金)	平成28年8月31日(水)【予定】
共同企業体 参加受付	平成27年8月31日(月) から 9月16日(水)	平成28年9月 1日(木)【予定】 から 9月16日(金)【予定】
共同企業体 決定通知	平成27年9月下旬(予定)	平成28年10月上旬【予定】
入 札 日	平成27年10月27日(火)(予定)	平成28年10月27日(木)【予定】

平成28年度 小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領の変更概要

項目	平成27年度	平成28年度
2 構成できる共同企業体数	1つの企業は、複数の共同企業体の構成員になることはできません。	1つの企業が複数の共同企業体の構成員になることはできません。 また、共同企業体の構成員となった企業は、他の共同企業体の「除雪工」又は「排雪工」に関する業務を受託することはできません。
3 競争入札等参加申請に必要な要件 (2) 除雪機械所有に関する事項	別紙「小樽市地域総合除雪業務の委託概略内容」及び「中央ふ頭基部雪処理場ほか6件管理業務の委託概略内容」記載の業務等を遂行するため、構成員が本市に登録している除雪機械を提出し、共同企業体として所有すること	別紙「小樽市地域総合除雪業務の委託概略内容」及び「中央ふ頭基部雪処理場ほか6件管理業務の委託概略内容」(以下「各委託概略内容」という)記載の業務等を遂行するため、構成員が登録する除雪機械を提出し、共同企業体として所有すること
3 競争入札等参加申請に必要な要件 (4) 構成員に関する事項	構成員は2社以上とすること	構成員は、地域総合除雪業務等については3社以上とし、雪処理場等管理業務については2社以上とすること
8 提出書類 (2) 構成員関係	※ 平成28年度から「除雪機械運転手」及び「技術者」に関して、適正な雇用関係を確認するため、共同企業体の構成員とこれらの者の雇用関係を示す書類の提出を求めることとした。	次に示すいずれかの雇用関係を示す書類又はその写しを契約時までに提出すること ○ 健康保険被保険者証 ○ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ○ 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 ○ その他雇用関係が確認できる書類
8 提出書類 (2) 構成員関係 3) 技術者名簿 ア 氏名	本市の除雪業務等において業務主任、副業務主任、業務処理責任者を務める予定の者を記入すること	本市の除雪業務等において業務主任、副業務主任を務める予定の者を記入すること

排雪について

【排雪の考え方】

排雪作業については、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪をし、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で、必要な箇所の排雪作業を実施する。

なお、排雪作業に際し、必要な箇所周辺の路線を面的に排雪するのではなく、必要な時期に、必要な箇所の排雪作業を実施する。

【排雪の協議】

市の排雪に関する考え方を地域総合除雪業者に伝えると共に、排雪作業について、行き違いが起こらないように協議を行う。

- ① 排雪箇所について、位置（図面及び路線番号）、時期、理由を記載した協議簿の受領（地域総合除雪共同企業体→市）
- ② 排雪箇所の現地確認（市）
- ③ 排雪箇所及び排雪方法について協議（市⇄地域総合除雪共同企業体）
- ④ 排雪作業実施工程の受領及び確認（地域総合除雪共同企業体→市）
- ⑤ 排雪作業（地域総合除雪共同企業体）
- ⑥ 排雪後の確認（市）

3 貸出ダンプ制度の検討について

(1) 抽選による利用日の決定と利用回数

【平成28年度】

- ・雪堆積場の受入量の管理のため、1日の利用団体数の制限が必要であり、今後も抽選を行う。
- ・利用回数については、平成28年度は2回を上限とする。
- ・利用日の上限を5日から3日に変更する。

【平成29年度以降】

- ・他都市事例の収集を行い実施回数の検討を継続する。
- ・貸出ダンプの利用の申込みを現在、業者による申込みも可としているが、利用団体からの申込みとする。(H28年度は、周知期間)

(2) 対象となる道路の拡大と地域総合除雪との重複

【平成28年度】

- ・集合住宅の通路等及び日常の除雪における駐車場等の雪堆積場の排雪などの特例を廃止し、「貸し出しダンプ制度の御利用の手引き」の見直しを行う。
- ・対象となる道路の幅員は、積込業者が市に登録した積込機械が作業できる幅員があることに見直しを行う。

【平成29年度以降】

- ・排雪2種路線を対象外とする方向で地域総合除雪との重複となっている課題の整理
- ・排雪範囲を道路のみとし、排雪幅は8mまでとする。(それ以上の路肩や民地の法面などの雪は対象外とする。)(H28年度は、周知期間)

(3) ダンプトラックの配車方法等

【平成28年度】

- ・配車方法については、基本的に、昨年と同様に、積み込み機械と同じ組合のダンプトラックの配車を行う。
- ・ダンプトラックの配車の際、緑ナンバートラックを優先するよう組合に指導を行う。
- ・組合で貸出ダンプの対象範囲の遵守、適切な運搬量や運搬速度などを各トラック業者に指導できる体制を確立させる。
更に、ダンプトラック運転手個々にも、市の業務であることを再認識させ、積み込み業者の作業の不正をさせない取り組みを組合により行う。

【平成29年度以降】

- ・積み込み機械とダンプトラックが同じ組合であることにより、道路以外の作業を行う事やダンプトラックへの積込量不足などの不誠実な行為の防止又ダンプトラックの有効活用を図るため、市による配車に向けて検討を行う。